

身辺警護警備業務重要事項説明書

(警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第4号)

宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号
同和警備株式会社
代表取締役 中島 芳樹
TEL 022-222-5455 FAX 022-711-5362

契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

No	項目	内容
1	警備業務を行う日及び期間	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
2	警備業務を行う時間帯	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
3	警備業務対象となる者の氏名及び住所又は居所	名称: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。 所在地: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
4	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	警備員の人数: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。 担当業務: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
5	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	警備業法で定める法定教育及び弊社で定めた研修を受講しています。
6	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	警備業法に基づき宮城県公安委員会に届出ている、弊社の制服又は私服を着用します。
7	警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	1. 無線機 2. 警戒棒 3. 警笛
8	警備業務の対象となるものに対する危害が発生する恐れがあり、又は発生したときの措置	直ちに関係機関等へ連絡するほか、事案に即した万全の措置をとります。
9	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	所定の通信方法によって、必要の都度、お客様へ報告し、緊急時には、お客様の提案する通信方法によって、所定の担当者に直ちに報告します。
10	警備料金・その他の費用	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
11	支払い時期及び方法	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
12	警備業務の再委託に関する事項	再委託は行いません。
13	免責に関する事項	①天変地異、暴動、その他不可抗力による場合 ②物件の瑕疵又はお客様の管理上の瑕疵に基づく場合 ③お客様の従業員又は関係者の故意あるいは過失に基づく場合 ④本計画書に基づく警備方法では当然防止しえない場合
14	損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項	弊社は、本契約に基づく警備実施時間中に弊社の責に帰すべき事由により生じた損害について客観的に承認された損害証明に基づき対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円を限度としてお客様に対しその損害を補償します。
15	契約の更新に関する事項	契約期間満了3ヶ月前までに終了の意思表示がない場合は、1年間毎の自動更新とさせていただきます。
16	契約の変更に関する事項	変更する場合は事前に、協議して決定することとします。
17	契約の解除に関する事項	解除する3ヶ月前に書面をもって相手方に通知を行うものとします。 お客様側が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、若しくは、暴力、脅迫その他の不当な手段を用いて要求行為を行った場合は、弊社は催告することなくこの契約を解除させることができるものとします。
18	警備業務に係る苦情を受けるための窓口	各拠点が対応します。
19	これらのほか特約があるときは、その内容	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。

- ※ 上記警備業務について契約に至るまでの見積提出(契約前)から契約書取交し(契約時)の内容説明の概要を表示しております。
※ 本書に記載のない事項については見積書及び契約書において別途記載、ご説明させていただきますが、基本の共通する内容となります。
※ 書面交付の代わりに、こちらのホームページにて表示し提出に代えさせていただきます。